

第 4004 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 5月26日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 小規模宅地等の要件

**Q**：今年度の税制改正では、小規模宅地等の要件が明確にされると聞きましたが、どのようになりましたか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

今年度の小規模宅地等の改正では、①相続税の申告期限まで居住等をし続けない場合には減額対象とならないとされたほか、②居住用宅地等が複数ある場合は複数認めず、一の宅地等にだけ認めることとされましたが、対象となる宅地等が複数ある場合の取扱いは、次のように行われることとされました。

- ① 被相続人の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合  
被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等
- ② 被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合  
その親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等とし、親族が2人以上の場合は親族ごとにそれぞれ主として居住の用に供していた一の宅地等
- ③ 被相続人及びその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合  
その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等及びその親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等

